

平塚市市民病院行きシャトルバス車両広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市市民病院行きシャトルバス（以下「シャトルバス」という。）の車外に掲載する広告（以下「車外広告」という。）及び車内に掲載する広告（以下「車内広告」という。）の広告掲載について、平塚市広告掲載要綱（平成18年8月1日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の色彩等)

第2条 車両に掲載できる広告の色彩、衣装その他のデザインなどは、次の各号に掲げる広告の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 車外広告 次にいずれにも該当しないものとする。

ア 道路交通上の安全を阻害するおそれがあるもの

イ 車両運行上の支障となるもの

ウ 地色が信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれがあるもの

エ 都市景観との調和を損なうもの

オ 周囲の運転者の誤認を招き、又は注意力を散漫させるおそれがあるもの

カ 前アからオまでに掲げるもののほか、シャトルバスに掲載する広告として適当でないと認められるもの

(2) 車内広告 次に該当しないものとする。

ア シャトルバスに掲載する広告として適当でないと認められるもの

(広告の掲載方法、掲載位置及び枠数等)

第3条 車両への広告の掲載方法は、次の各号に掲げる広告の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 車外広告 広告の内容を表示した特殊フィルムラッピングによるもの等とし、車両本体に直接表示する方法によることはできない。特殊フィルムの材質は、広告掲載期間中における車体からの剥離又は広告撤去の際に車両の塗装の剥離を生じさせないものとする。

(2) 車内広告 広告の内容を表示した紙を広告枠の左右にある透明プラスチックバンドで固定するものとする。紙の材質は、広告掲載期間中における破損を生じさせないものとする。

2 広告を掲載する位置及びその枠数は、次の各号に掲げる広告の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 車外広告 シャトルバスの車両の左右両側面及び後面の市長が指定する位置とし、広告の枠数は、右側面（車道側）3枠、左側面（歩道側）2枠、後面1枠とし、1台分6枠とする。

(2) 車内広告 車内の窓ガラス上部の広告枠の市長が指定する位置とし、広告の枠数は、1台分5枠とする。

3 広告の掲載は、本市が行うものとする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格及び掲載内容については、別表のとおりとする。

(広告掲載料の納入)

第5条 広告掲載の決定を受けた者（以下「決定広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、

市が発行する納入通知書により広告掲載料（以下「掲載料」という。）を一括して前納しなければならない。

2 掲載料の計算は、次の各号に掲げる広告の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 車外広告 掲載料は、年を単位として計算するものとし、1年当たりの掲載料（以下「車外広告年額掲載料」という。）は、別表の掲載料のとおりとする。ただし、年度の途中から掲載する場合の掲載料の計算にあたっては、掲載開始日の属する月から掲載終了日の属する月までの月の数に応じて、年額の月割計算により算出するもの（以下「車外広告月額掲載料」という。）とする。
- (2) 車内広告 掲載料は、月を単位として計算するものとし、1か月当たりの掲載料（以下「車内広告月額掲載料」という。）は、別表の掲載料のとおりとする。ただし、月の途中から掲載場合の掲載料の計算にあたっては、掲載開始日の属する月から掲載終了日の属する月までの月の数により算出するものとする。

（広告の掲載期間）

第6条 広告の掲載期間（広告の掲載及び撤去の作業に要する期間を含む。）は、次の各号に掲げる広告の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 車外広告 毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。ただし、年度の途中から掲載する場合にあつては、掲載を開始する日から当該年度の3月31日までとする。
- (2) 車内広告 1年を超えない範囲内で、月を単位とした期間とする。

（広告の募集）

第7条 広告の募集は広報ひらつか、平塚市ホームページ等を使用して行うものとする。

（広告掲載の申込手続等）

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、車両への広告掲載を申し込むことができない。

- (1) 平塚市広告掲載要綱第2条第1項第1号に規定する者
- (2) 個人である者（独立して自らが事業を営む者を除く。）
- (3) 前2号に掲げる者のほか、シャトルバスに掲載する広告の広告主として適当でないと認められる者

2 4月1日から翌年の3月31日までの掲載期間で車外広告の掲載を申し込もうとする者は、当該掲載期間の前年度において市長が定める期間内に、平塚市市民病院行きシャトルバス車両広告掲載申込書（第1号様式）及び平塚市広告掲載要綱に基づいた広告案（以下「申込書等」という。）を市長に提出するものとする。

3 年度の途中から掲載する車外広告の掲載を申し込もうとする者及び車内広告の掲載を申し込もうとする者は、掲載開始日、掲載期間等について事前に相談の上で、市長が定める日までに、申込書等を提出するものとする。

4 前項の規定による申込書等の提出は、既に広告掲載の決定を受けたものの数が第3条第2項各号に規定する広告の枠数に満たない場合に限り、行うことができる。

5 市長は、第2項又は第3項の規定により申込書等が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を平塚市市民病院行きシャトルバス車両広告掲載決定通知書（第2号様式）により当該申込書等を提出した者に通知するものとする。

6 市長は、前項の決定をする場合において、次の各号に掲げる広告の区分に応じ、当該各号に定める

とおり広告を掲載することができる者を決定するものとする。

- (1) 車外広告 当該決定に係る広告の申込書等を提出したものの数が第3条2項第1号に規定する広告の枠数を超えたときは、次に掲げる順位により決定する。この場合において、同順位者が複数いる場合は、市長が別に定める方法により、抽選にて決定する。

ただし、年度の途中から掲載する場合にあっては、当該決定に係る広告の申込書等を提出した順により決定する。

ア 引き続き同じ位置への広告掲載の申込書等を提出した者

イ より長い掲載期間で広告掲載の申込書等を提出した者

- (2) 車内広告 当該決定に係る広告の申込書等を提出した順により決定する。

(広告案の内容、デザイン等の審査)

第9条 提出された広告案の内容、デザイン等については、必要に応じ、平塚市広告掲載要綱に定める平塚市広告審査委員会に諮り、承認を受けるものとする。

(広告案の内容、デザイン等の変更要求)

第10条 市長は、広告案の内容、デザイン等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱に抵触していると判断したときは、決定広告主に対してその内容、デザイン等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消)

第11条 市長は、次の各号に該当するときは、第8条第5項の広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 平塚市広告掲載要綱第11条第1項第2号の規定に該当するとき。
- (2) 第5条の期日までに掲載料を納入しなかったとき。
- (3) 前条の規定による広告案の内容、デザイン等の変更を決定広告主が行わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、平塚市市民病院行きシャトルバス車両広告掲載取消決定通知書（第3号様式）により決定広告主にその旨を通知するものとする。この場合において、納付済みの掲載料は返還しない。

(広告掲載の中止)

第12条 決定広告主は、自己の都合により、広告の掲載を中止するときは、平塚市市民病院行きシャトルバス車両広告掲載中止申出書（第4号様式）により市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告の掲載を中止した場合は、納付済みの掲載料は返還しない。

(決定広告主の希望による広告の内容、デザイン等の変更)

第13条 決定広告主は、掲載期間の途中において、広告の内容、デザイン等の変更を申し出ることができるものとする。ただし、広告掲載の決定を受けた掲載期間内において、1枠あたり3回までとする。

2 広告の内容、デザイン等の変更を希望する決定広告主は、変更を希望する日等について事前に相談の上で、市長が定める日までに、平塚市市民病院行きシャトルバス車両広告掲載内容変更申出書（第5号様式）に変更後の広告案を添えて申し出なければならない。

3 市長は、変更後の広告案の内容、デザイン等について、第8条に規定する審査の結果に基づき掲載の可否を決定し、その結果について、決定広告主に平塚市市民病院行きシャトルバス車両広告掲載内

容変更承認通知書（第6号様式）により通知する。

4 変更後の広告の掲載は、次の各号に掲げる広告の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1） 車外広告 既設の広告の上から重ねて貼り付ける方法により行うものとする。

（2） 車内広告 既設の広告を取り外し、新たに付ける方法により行うものとする。

（費用負担等）

第14条 広告の作製等に要する費用負担は、次の各号に掲げる広告の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1） 車外広告 広告が印刷されたシールの作製、掲載及び撤去に要する費用は、本市が負担するものとする。

（2） 車内広告 広告の作製に要する費用は、決定広告主が負担するものとする。

2 前項第1号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、広告が印刷されたシールの作製、掲載及び撤去を行う業者は市長が指定するものとし、これに要する全ての費用を決定広告主が負担するものとする。

（1） 前条の規定により広告の内容、デザイン等を変更する場合

（2） 年度の途中から車外広告を掲載する場合

（掲載料の還付）

第15条 決定広告主の責に帰さない理由により市長が広告を掲載できなかったときは、納付済みの掲載料を決定広告主に還付する。

2 前項の規定により還付する掲載料は、次に掲げる時期の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 掲載期間開始前 既納の額の全額

（2） 掲載期間開始後 既納の額のうち、掲載できなくなった日の属する月の翌月から掲載終了日の属する月までの月の数に、車外月額掲載料又は車内月額掲載料を乗じた額

3 掲載料の還付を受けようとする者は、書面により市長に請求しなければならない。

4 還付する掲載料には、利子を付さない。

（決定広告主の責務）

第16条 決定広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 決定広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、決定広告主の責任及び負担において解決するものとする。

4 広告の掲載に関連して、決定広告主の責めに帰すべき事由により市に対して損害を与えた場合には、決定広告主は、その損害を賠償する責めを負うものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年２月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年１１月６日から施行する。

附 則

- この要綱は、平成２９年１２月１日から施行する。
- この要綱による改正後の規定は、更新後の車両への車外広告及び車内広告の掲載について適用し、更新前の車両への車外広告及び車内広告の掲載については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

- この要綱は、令和３年１１月１日から施行する。
- この要綱による改正後の規定は、令和４年４月１日以降の車外広告及び車内広告の掲載について適用し、令和４年３月３１日までの車外広告及び車内広告の掲載については、なお従前の例による。

附 則

- この要綱は、決裁日（令和６年１０月１５日）から施行する。
- この要綱による改正後の規定は、令和７年４月１日以降の車外広告及び車内広告の掲載について適用し、令和７年３月３１日までの車外広告及び車内広告の掲載については、なお従前の例による。

別表（第４条、第５条関係）

- 広告の規格及び掲載料は、次の各号に掲げる広告の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（１） 車外広告

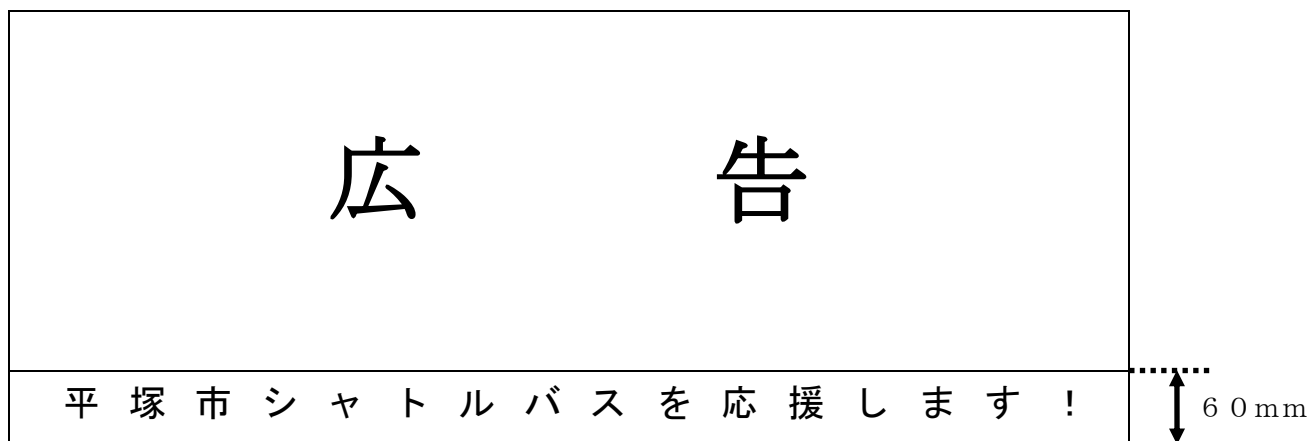
車種	掲載位置	規格（mm）（縦×横）	掲載料（１枠当たり）
シャトルバス	右側面（車道側）	５００× ９８０	１２０，０００円／年
	左側面（歩道側前）	４００× ９００	１２０，０００円／年
	左側面（歩道側後）	２４０×１２００	８４，０００円／年
	後面	４５０×１０００	１３２，０００円／年

（２） 車内広告

車種	規格（mm）（縦×横）	掲載料（１枠当たり）
シャトルバス	２９７×４２０（Ａ３サイズ）	１，０００円／月

2 掲載内容は、次の各号に掲げる広告の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 車外広告

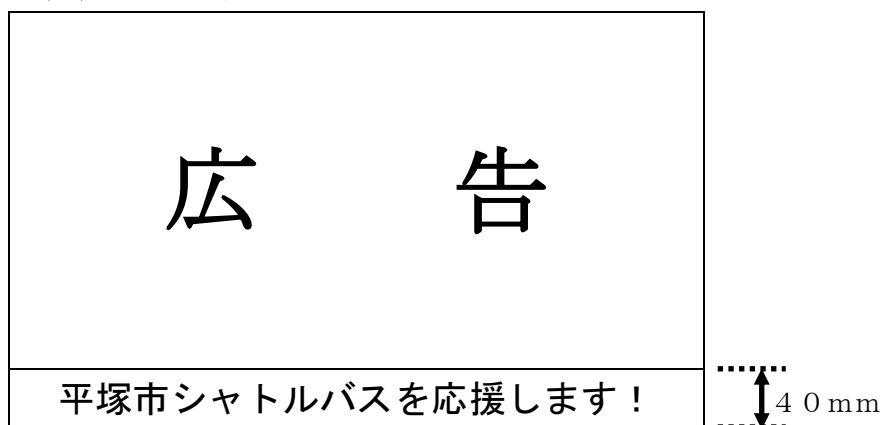


＊下段（60 mm）のスペースを白地とし、「平塚市シャトルバスを応援します！」

という文字をMSゴシック黒字で入れる。

＊文字の大きさは下段（60 mm）のスペースに納まる範囲以内とする。

(2) 車内広告



＊下段（40 mm）のスペースを白地とし、「平塚市シャトルバスを応援します！」

という文字をMSゴシック黒字で入れる。

＊文字の大きさは下段（40 mm）のスペースに納まる範囲以内とする。